

令和 2 年第 5 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和2年5月7日(木) 午後3時00分から午後3時25分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階第2会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	大野 久男
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	芝野 茂
	2番	長谷川 貴子
	3番	杉田 裕
	4番	小川 博
	5番	岩井 秀喜
	6番	鈴木 薫

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置の事業計画について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

7 農地利用最適化推進委員(欠席)

新型コロナウイルス感染症の拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、推進委員の出席を自粛したため

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和2年第5回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、7番 朝倉友子委員、1番 芝野茂委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏を指名します。

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号についてご説明いたします。

場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字下埜、地目は登記簿・現況共に畑、面積は374㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。

譲受人の労力総数は2人、申請事由は、譲渡人が相続により取得した農地の処分になり、譲受人は経営規模の拡大を図るものです。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件
及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面
積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしま
せん。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は畑地になり、譲受人は許
可後、露地野菜を作付けする計画であり、問題ないと思われ
ます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○5番（岩井秀喜）

申請された安食の農地について、現地を確認したところ、申請地は畑として適正な
管理が行われている状況で問題はないと思われ
ます。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の竹本さんから、ご発言を頂くところですが、新
型コロナウイルス感染症の拡大及び緊急事態宣言により、推進委員の出席を控えて頂
きました。竹本さんには、事前に現地調査をしていただいておりますので、その内容
を事務局からお願いします。

○事務局（小川浩昭）

適正に管理されていて問題ないと思われる旨の報告がございました。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願いま
す。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ 議案第2号 整理番号1についてご説明いたします。

場所につきましては、5ページをご覧ください。

農地の所在が安食字米ノ内、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,393㎡他3筆で、合計5,051㎡です。譲渡人、譲受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。所有権の移転時期と引渡時期は、令和2年5月21日となっております。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の所有権移転をするもので、譲受人は、町の認定農業者に登録されており、今後も規模拡大を目指す意欲があり、周辺の地域の農地利用に支障を生ずる恐れはないと考えます。このことから、今回の利用集積計画は、町で定める基本的な構想に適合し地域との調和要件は問題ないと思われま

す。また、譲受人の営農状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て農作業常時従事要件及び全部効率利用要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号2について事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、4ページ、整理番号2についてご説明いたします。

場所については6ページをご覧ください。

農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,608㎡です。内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は令和2年5月20日から令和12年5月19日までの10年間となっております。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である「公益社団法人千葉県園芸協会」に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により1名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号2については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、7ページ、議案第3号について、ご説明いたします。

場所については、6ページをご覧ください。

農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,608㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は令和2年5月20日か

ら令和12年5月19日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人については、地域の担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、8ページ、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について、整理番号1についてご説明させていただきます。

場所は9ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人は記載のとおりです。申請地は、安食字上前で、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は72㎡となっております。転用目的は駐車場用地、受理年月日は令和2年4月1日です。

本件は、市街化区域内の農地について、駐車場用地として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものです。農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされておりますので、届出書の記載事項および添付書類の確認、また現地を確認のうえ適正と判断できたため、受理を決定したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、10ページ、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、5ページをご覧ください。

整理番号1、農地の所在が安食字米ノ内、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,393㎡他3筆で、合計5,051㎡です。貸付人、借受人、転貸人は記載のとおりです。

また、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日につきましては、令和2年4月1日となっております。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、貸付人、転貸人、借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置の事業計画について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、11ページ、報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置の事業計画について、ご説明させていただきます。

本件は、通常、農地法第5条の転用又は一時転用の許可を要するところですが、農地法施行規則第29条第16号及び第53条第14号の規定により認定電気通信事業者が中継施設等を設置する場合、農地転用許可は不要になり、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」により、事前に事業者より事業計画書の提出があり報告するものでございます。

11ページの整理番号1が携帯電話基地局設置の事業計画となります。

場所につきましては、14ページをご覧ください。

農地の所在は矢口字仲台、地目は畑、280㎡のうち2.25㎡です。工事の目的は、楽天モバイル携帯電話の基地局設置工事になります。工期については、令和2年5月中旬の予定となっております。

続いて、15ページの整理番号2が高圧送電線の鉄塔建替の事業計画になり、16ページの整理番号3が鉄塔建替に伴う進入路の事業計画になります。

整理番号2と整理番号3の場所につきましては、25ページをご覧ください。

鉄塔建替用の農地の所在は17ページになり、興津字延間、地目は田、949㎡のうち40.39㎡他1筆で合計43.6㎡です。進入路用の農地の所在が18ページで、興津字延間、地目は田、932㎡のうち192㎡他19筆で合計7,381㎡になります。工事の目的は、鉄塔の経年劣化による鉄塔建替の移設工事になります。工期については、令和2年5月1日から令和3年6月28日までの予定となっております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和2年第5回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時25分閉会